

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 4 月 5 日 (金) 第504号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (環境林務課取扱い) 1

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (2件) (森づくり推進課取扱い) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 6
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 7
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (2件) (社会福祉課取扱い) 8
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 8
- 県営土地改良事業の計画の決定 (12件) (農地整備課取扱い) 8
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 12
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 12
- 公共測量の終了 (11件) (監理課取扱い) 13

公 告

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく令和6年度鹿児島県献血推進計画の公表 (薬務課取扱い) 14
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 14

県 立 病 院 局 企 業 告 示

- 指定納付受託者の指定 (2件) (県立病院課取扱い) 15

規 則

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第40号

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則 (平成22年鹿児島県規則第27号) の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

第5条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「燃料 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律)」を「化石燃料 (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)」に、「燃料を」を「化石燃料をいう。)及び非化石燃料 (同条第3項に規定する非化石燃料を)」に、「他人から供給された熱 (同条第1項に規定する熱をいう。)及び電気 (同項に規定する電気をいう。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「使用した熱 (前年度において他人から供給された熱以外の熱にあっては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号。以下「省エネルギー法施行令」という。)第1条に規定する熱を除き、同条に規定する集約した地熱等にあってはその熱量を測定できるも

のに限る。)及び電気（前年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改める。

第9条第1項第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネルギー法施行令」という。）」を「省エネルギー法施行令」に改める。

第14条第2号中「第143条」を「第147条」に改める。

第15条中「第147条第1号イ」を「第151条第1号イ」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 6 条, 第 7 条関係)

温室効果ガス排出量内訳書

事業者名											
事業所の名称											
事業所の主たる用途		<input type="checkbox"/> ホテル等		<input type="checkbox"/> 病院等		<input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等		<input type="checkbox"/> 事務所等			
		<input type="checkbox"/> 学校等		<input type="checkbox"/> 飲食店等		<input type="checkbox"/> 集会場等		<input type="checkbox"/> 工場等			
		<input type="checkbox"/> その他 ()									
提出書類の区分		<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出量削減計画書				<input type="checkbox"/> 実施状況報告書					
記載年度の区分		<input type="checkbox"/> 基準年度 (年度)			<input type="checkbox"/> 目標年度 (年度)			<input type="checkbox"/> 報告年度 (年度)			
エネルギーの使用量の等	エネルギーの種類		単位	使用量		販売した副生エネルギーの量					
				数値	熱量GJ	数量	熱量GJ				
	化石燃料	原油 (コンデンセートを除く。)		kl							
		原油のうちコンデンセート (NGL)		kl							
		揮発油 (ガソリン)		kl							
		ナフサ		kl							
		灯油		kl							
		軽油		kl							
		A重油		kl							
		B・C重油		kl							
		液化石油ガス (LPG)		t							
		液化天然ガス (LNG)		t							
	その他の燃料	都市ガス		千m ³							
		()									
	非化石燃料	黒液		t							
		木材		t							
		バイオディーゼル		kl							
		RDF		t							
		RPF		t							
	その他	()									
		()									
	熱	熱他者から購入した	産業用蒸気		GJ						
			うち非化石		GJ						
			産業用以外の蒸気		GJ						
			うち非化石		GJ						
			温水		GJ						
			うち非化石		GJ						
		しそたの熱他使用	地熱		GJ						
			温泉熱		GJ						
			太陽熱		GJ						
			その他	()		GJ					
	()			GJ							
	電気	電気事業者からの買電		千kWh							
うち非化石		千kWh									
上記以外の買電 ()		千kWh									
うち非化石		千kWh									
発自家		太陽光		千kWh							
	その他	()		千kWh							
		合計 GJ									
		原油換算 kl									
		二酸化炭素換算 t									
自動車の年度末における総数			トラック					台			
			バス					台			
			タクシー					台			
船舶の年度末における合計総トン数			フェリー					トン			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第311号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市、阿久根市、日置市、志布志市、大崎町、東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和6年5月10日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、令和6年7月10日（水）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第312号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和6年5月10日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、令和6年7月10日（水）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
くしきの宮崎小児科	いちき串木野市昭和通134番地4	令和6年3月31日
笠之原調剤薬局	鹿屋市笠之原町49番18号	令和6年1月31日
赤尾木歯科医院	大島郡龍郷町赤尾木字西迫196番地3	令和6年1月31日
ビオラ調剤薬局	薩摩川内市大王町4番8-2号	令和6年1月31日

鹿児島県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされ

た場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート薩摩川内	薩摩川内市東開開町3-1	令和6年3月31日	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

鹿児島県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

名称	所在地	指定年月日
ビオラ調剤薬局	薩摩川内市大王町4番8-2号	令和6年2月1日
サニー歯科	日置市伊集院町徳重3-12-2	令和6年3月1日
隼人メディカルクリニック	霧島市隼人町松永一丁目17番	令和6年3月1日
ファインヒル調剤薬局	霧島市隼人町松永一丁目17-102号	令和6年3月1日
クローバー薬局志布志店	志布志市志布志町安楽2193-41	令和6年3月1日
こぐま薬局	始良市西餅田3293-5	令和6年3月1日
かずき歯科	いちき串木野市旭町12番	令和6年1月1日

鹿児島県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館	訪問看護ステーションデューン霧島	霧島市国分野口東9-38山翠ビル202号	令和6年3月1日

鹿児島県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
井戸川仁美	ティダ・ケアマッサージ 奄美市笠利町大字節田 8 番地	令和 6 年 1 月 26 日	あん摩マッ サー ジ 指 圧, はり, きゅう

鹿児島県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
有限会社文月会 始良市加治木町木田 2764番地 1	訪問看護ステーション ぷらす 始良市加治木町木田 1139番地	事業所の所在地	始良市加治木町 木田2764番 1	始良市加治木町 木田1139番地	令和 6 年 2 月 21 日

鹿児島県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
株式会社タクマ建設 鹿児島市谷山港一丁 目 2 番 7 号	株式会社タクマ建設 北薩営業所 薩摩川内市永利町字 中牟田1858番地 1 パ ワーランド川内内	事業所の所在地	薩摩川内市東大 小路町68番16号	薩摩川内市永利 町字中牟田1858 番地 1 パワーラ ンド川内内	令和 5 年 6 月 1 日

鹿児島県告示第320号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
浦田 正和	昭南病院	曾於市大隅町下窪町 1 番地	外科	令和 6 年 3 月 21 日
森山 瑞葵	独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田 1882	小児科	令和 6 年 3 月 21 日

鹿児島県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）柿木池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月8日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）栗下池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月8日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）宮川内池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月8日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（用排水施設等整備）（農業用排水施設整備）大隣地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 4 月 8 日から同年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
南九州市役所耕地林務課

鹿児島県告示第 325 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により，土地改良事業県営通作条件整備（一般農道整備樹園地等型）（農道整備）知覧中部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 4 月 8 日から同年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
南九州市役所耕地林務課

鹿児島県告示第 326 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備中山間地域型）（区画整理）下山田地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 4 月 8 日から同年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
南九州市役所耕地林務課

鹿児島県告示第 327 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）竜石池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

令和6年4月8日から同年5月8日まで

- 3 縦覧場所
伊佐市役所農政課

鹿児島県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）宮田池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月8日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）浜漣溜池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月8日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地林務課

鹿児島県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）花牟礼池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月8日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
肝付町役場農業振興課
肝付町内之浦総合支所林務水産商工課

鹿児島県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）倉谷溜池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月8日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
薩摩川内市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）大島松ヶ迫池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月8日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
伊佐市役所農政課

鹿児島県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備（旧：中山間地域総合整備（一般型））（農業用排水施設整備，農道整備及び暗渠排水）日置北部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月8日から令和6年5月8日まで
- 3 縦覧場所
日置市役所農地整備課
日置市東市来支所産業建設課

鹿児島県告示第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和6年1月12日鹿児島県告示第29号で告示した基本測量の実施は、令和6年3月19日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第335号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年11月6日鹿児島県告示第812号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年11月17日鹿児島県告示第843号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第337号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年11月17日鹿児島県告示第844号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第338号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年11月17日鹿児島県告示第845号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第339号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年11月28日鹿児島県告示第871号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年11月28日鹿児島県告示第872号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第341号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年11月28日鹿児島県告示第873号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第342号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年12月22日鹿児島県告示第943号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第343号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和6年2月2日鹿児島県告示第72号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長から令和5年11月28日鹿児島県告示第874号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月15日終了した旨の通知があった。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から令和4年10月4日鹿児島県告示第721号で告示した公共測量の実施は、令和5年8月28日終了した旨の通知があった。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

公 告

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく令和6年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定により、令和6年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年4月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南さつま市加世田川畑字花抜園3449番5，3477番7，3495番3及び3773番3
- 2 公共施設の種類，位置及び区域
道路 南さつま市加世田川畑字花抜園3449番5の一部，3477番7の一部，3495番3の一部及び3773番3の一部

水路 南さつま市加世田川畑字花抜園3449番5の一部及び3495番3の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市上本町3番9号

株式会社田代設計工房

代表取締役 田代昌弘

県立病院局企業告示

鹿児島県県立病院局企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

九州カード株式会社

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

2 指定納付受託者を指定した日

令和6年3月22日

3 指定納付受託者に納付させる収入

県民健康プラザ鹿屋医療センター及び県立大島病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料

4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

鹿児島県県立病院局企業告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社鹿児島カード

鹿児島市泉町3番3号

2 指定納付受託者を指定した日

令和6年3月22日

3 指定納付受託者に納付させる収入

県立始良病院、県立薩南病院及び県立北薩病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料

4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで